

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局 老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

要介護認定の見直しについて

計9枚（本紙を除く）

Vol. 66

平成21年3月16日

厚 生 労 働 省 老 健 局 老 人 保 健 課

〔 平成21年4月1日からの要介護認定に関する参考
資料としてご活用下さい。
どうぞよろしくお願いいたします。 〕

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3944)
FAX：03-3595-4010

要介護認定の見直しについて

1. なぜ要介護認定を見直すのですか。
2. 今回の見直しの内容は。
3. 今回の見直しにより、どのようなメリットがあるのですか。
4. これまでよりも軽度判定されてしまうとの指摘がありますが、実際にはどうなるのですか。
5. 介助が行われていない場合に、認定調査において「自立（介助なし）」と一律に判定されるのはなぜですか。
6. 認定審査会について何が変更になりますか。
7. 見直しについて延期はできないのですか。

問1 なぜ要介護認定を見直すのですか。

(回答)

要介護認定については、

- ① 状態が変わらないのに認定が軽くなることがあり、認定にバラツキがあるのではないか
- ② 最新のケアを踏まえた介護の手間をきちんと反映していないのではないか

との指摘がなされており、今回の見直しはこれらの指摘を解消するために行うものです。

(参考)

①について

- ・例えば、認定調査における「麻痺等の有無」の定義が現在は自治体により異なる
A自治体：「歩行時にふらつく」→「下肢の麻痺あり」と判定
B自治体：「這って移動できる」→「下肢の麻痺なし」と判定

②について

ケアの変化（例）	介護の手間の変化
「おむつを着用」から「排せつ誘導介助」 （尿意を聞く、トイレへの付き添い等）	ケア量の増加
認知症ケアの充実（職員の付き添い等）	ケア量の増加
電動車いすの普及	車いすを押す介助の減少

問2 今回の見直しの内容は。

(回答)

要介護認定について、今回、主に以下の見直しを予定しています（資料1）。

1. 認定調査において、
 - ① バラツキをなくすために、調査項目の記載方法を変更。
 - ② ケアにかかる手間を正確かつ効率的に推計するために、調査項目（82項目）のうち、他の項目で代用可能なものや要介護度を分別するのに有効でない項目を除外。併せて、認知症に関連する項目（6項目）を追加。
2. 最新のケアを踏まえた介護の手間をより正確に反映させるため、一次判定に用いるデータを更新。
3. 認定審査会について、より適切でバラツキのない認定審査が行われるよう、「事後検証のために使用される指標」を認定審査会資料から分離。

問3 今回の見直しにより、どのようなメリットがあるのですか。

(回答)

今回の見直しにより、認定におけるバラツキが少なくなること、また最新のケアを踏まえた介護の手間を、より反映した認定となることが見込まれます。

これにより、申請される方の状態が要介護度に適切に反映された、より公平な認定審査が行われることとなります。

問4 これまでよりも軽度に判定されてしまうとの指摘がありますが、実際にはどうなるのですか。

（回答）

新たな認定方式に関する様々な検証の結果によると、今回の見直しにより、一概に要介護度が低く判定されるものではないと考えています（資料2）。

問5 介助が行われていない場合に、認定調査において「自立（介助なし）」と一律に判定されるのはなぜですか。

（回答）

新たな認定方式においても、明らかに介助が行われている、または明らかに介助の必要がない方については、これまで通り判定されることとなり、9割以上の項目について従来と同じ調査結果となることが見込まれます。

今回の見直しでは、それ以外の調査項目について、調査員が推測するのではなく、実際に行われている介助の内容を観察して、選択肢を選んだ上で、必要な情報を付記することとしています。

また、新たな認定調査において、介助が行われていない場合には、当初案では「自立（介助なし）」と取り扱っていましたが、一般の方々からの意見を踏まえ、「介助されていない」に改める予定です。

この見直しにより、大きく以下の2点が改善され、従来よりも更に正確でバラツキのない認定審査が可能となります。

【見直しによる改善】

1. より正確な情報を把握できます。

（参考）見直しの例

（例）重度の寝たきり者で、一週間以上「洗顔」が行われていない者の場合

○現 行：認定調査員の推測による判断

↓

○見直し後：「介助されていない」を選択し、特記事項に介助が足りない（洗顔が十分になされていない）との内容を詳しく記載

→ この見直しにより、より申請者の状況を反映した認定審査が実現する

2. 調査結果のバラツキを抑えることができます。

（参考）見直しの例

（例）重度の寝たきり者で、「移動・移乗」の機会のない場合

○現 行：認定調査員の推測による判断

↓

○見直し後：「介助されていない」を選択し、特記事項に状況を詳しく記載

→ この見直しにより、よりバラツキのない適切な認定審査が実現する

問6 認定審査会について何が変更になりますか。

(回答)

認定審査会については、以下の点が変更となります。

1. 審査会資料の見直し

- ・介護にかかる時間の総量と内訳について、より視覚的に把握しやすくなるよう見直し。
- ・より適切でバラツキのない認定審査が行われるよう、「事後検証のために使用される指標」を認定審査会資料から分離。

2. 特記事項を重視した二次判定

- ・一次判定では捉えられない、個々の高齢者の状態・状況といった、いわゆる「アナログ情報」について、認定調査の過程で、認定調査員が特記事項としてこれまでよりも正確に記載することとしており、審査会においては、こうした特記事項を踏まえ、必要があれば一次判定の結果を変更。

このことにより、認定審査会の重要性はこれまで以上に高まることになります。

問7 見直しについて延期はできないのですか。

(回答)

今回の要介護認定の見直しは、利用者にとって不公平感につながりかねないバラツキを減らし、併せて介護技術の進歩を取り入れるために行われるものです。

見直しに当たって行った様々な検証の結果によると、新たな要介護認定方式においては、現行と比べ、一概に要介護度が低く判定されるものではないと考えられます。

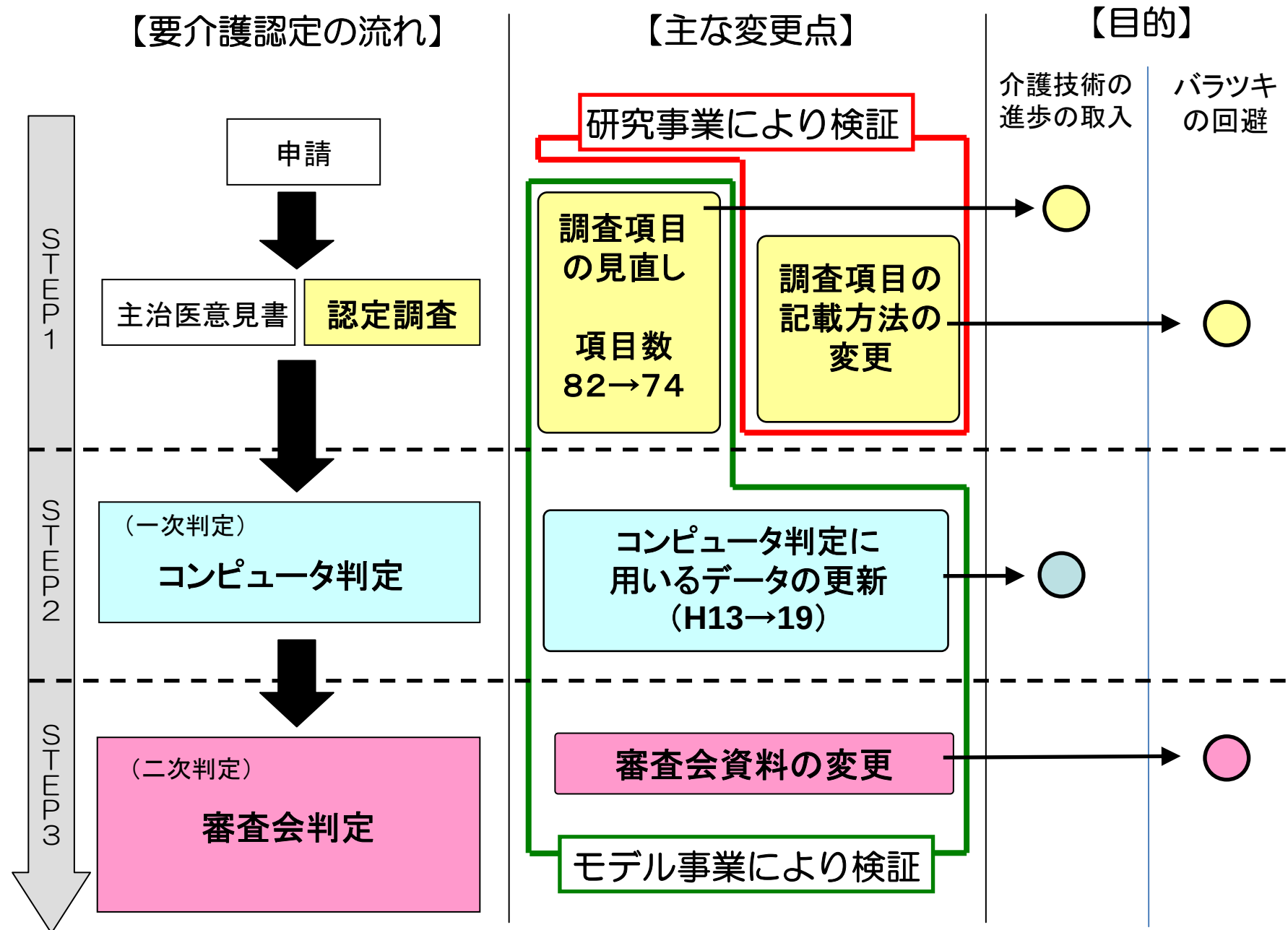
一方、利用者等に不安が生じないように、新たな要介護認定方式について十分な説明を行うことは重要であることから、新たな要介護認定方式の開始前に、今回の見直しの内容や趣旨について利用者を含む関係者への周知を幅広く行う等の対応を行ってまいります。

併せて、認定審査結果について不服がある場合は都道府県の介護保険審査会に対する審査請求が可能ですが、迅速な審査ができるよう、申請方法等について利用者を含む関係者への周知を図るなど努めてまいります。

なお、厚生労働省としては、見直し後の要介護認定の実施状況を把握した上で、結果の事後検証を公開で利用者の方も含め、速やかに行い、必要に応じて適宜見直しを行うこととしています。

要介護認定の主な変更点と目的

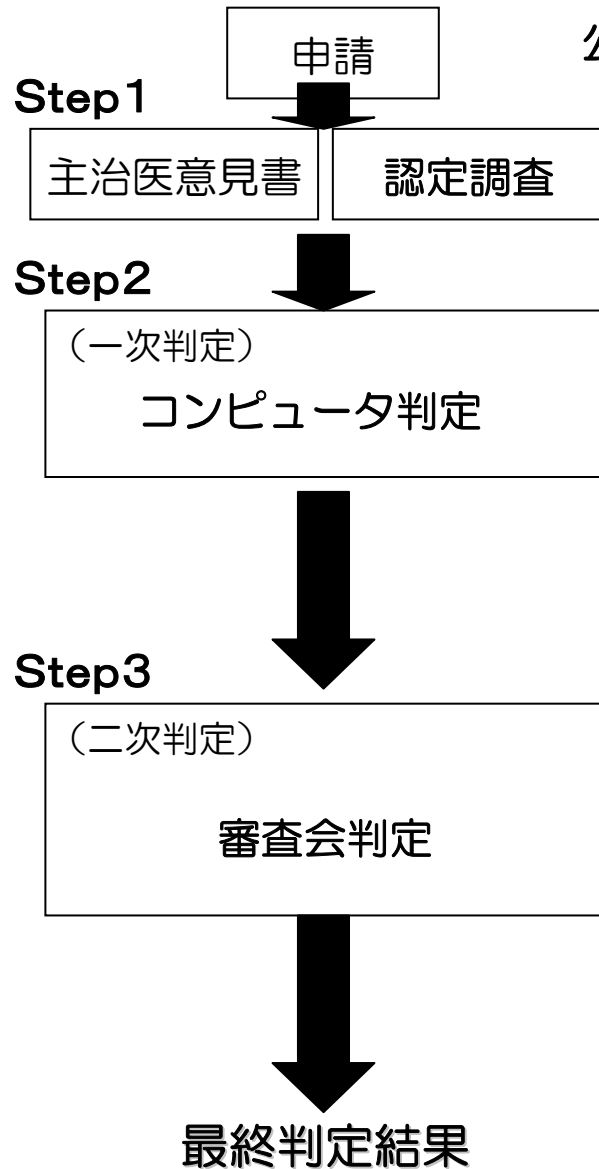
(資料1)



要介護認定の見直しの検証

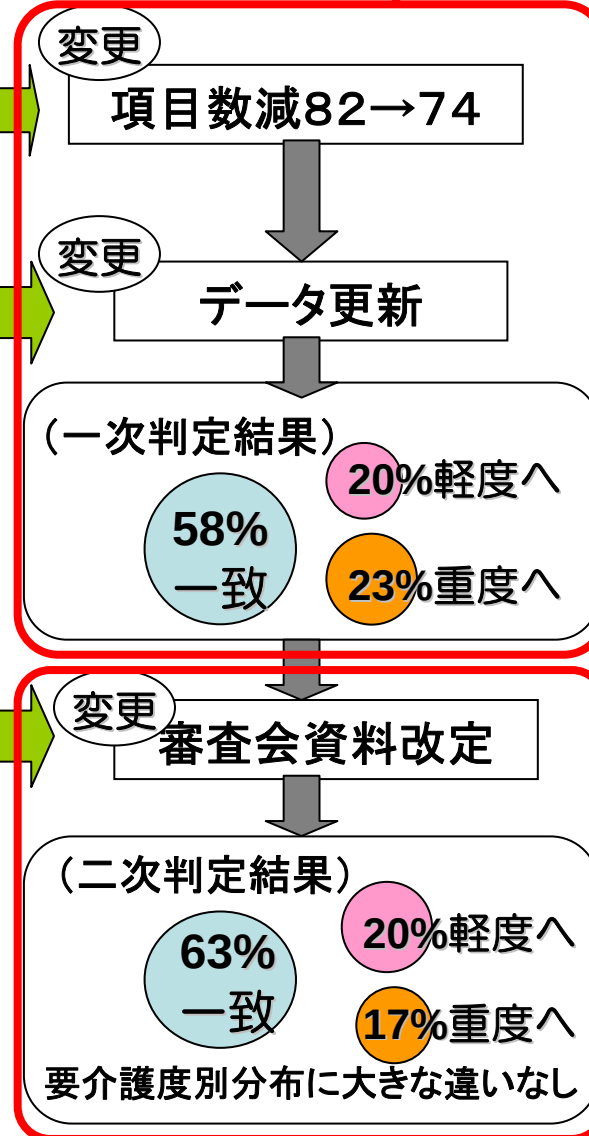
(資料2)

【要介護認定の流れ】



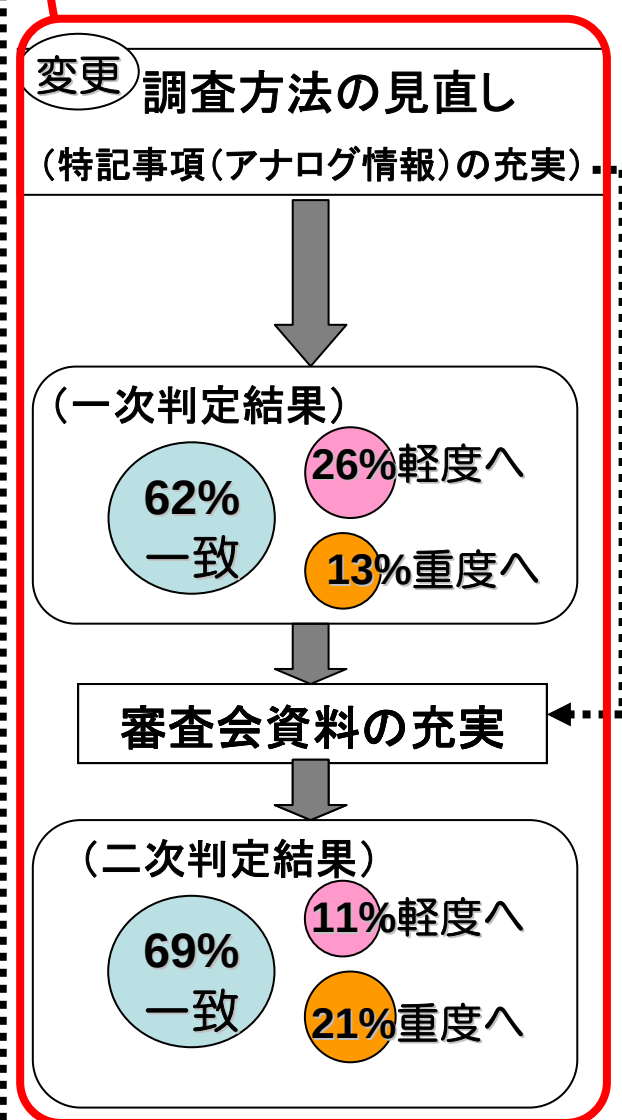
【モデル事業】

公開の検討会で議論



【研究事業】

自治体から意見聴取、反映



結果について、公開の検討会で検証